

亶理町農業委員会の委員 募集要項

1. 趣旨

農業委員会等に関する法律第9条第1項（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）及び亶理町農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数に関する条例平成29年亶理町条例21号。）第2条に基づき、亶理町農業委員会の委員（以下「委員」という。）を募集いたします。

2. 募集人員

15人

3. 推薦を受ける者及び応募する者の資格

農業に関する識見を有し、農地等の利用に最適化の推進（担い手への農地利用の集積・集約化、遊休農地の発生防止・解消、新規参入の促進等）に関する事項その他の農業委員会の所掌に属する事項に関し、その職務を適切に行うことができる者。

ただし、次のいずれかに該当する者は除きます。

- (1) 亶理町の職員
- (2) 破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者
- (3) 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者

4. 農業委員の主な業務

毎月開催される農業委員会の総会に出席し、農地の権利移動、農地転用の許可案件等に関する審議及び合議体としての決定並びに審議に関連した現場調査等を行います。

また、農地利用最適化推進委員と連携し、農地の出し手・受け手へのアプローチを行い、農地利用の集積・集約化の推進、遊休農地の発生防止・解消に向けた現場活動や農地パトロール及び違反転用の監視等を行います。

その他農業委員会が必要とする活動を行います。

5. 任期

平成30年1月29日から平成33年1月28日までの3年間

6. 報酬（年額）

亶理町特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例による。

7. 推薦及び応募に係る手続き

①所定の推薦書・応募書（様式第1号～様式第3号）に必要事項を記入の上、持参又は郵送により亶理町農業委員会事務局へ提出してください。

また、推薦・応募等に係る提出書類は返却しませんので、ご了承ください。

②推薦・応募等に必要書類は、次の窓口に備えるほか、亶理町ホームページからもダウンロードすることが出来ます。

ア、亶理町役場 農林水産課

イ、各地区交流センター（逢隈・荒浜・吉田）

ウ、農業委員会事務局

8. 推薦及び応募の受付期間

平成29年10月2日（月）～平成29年10月31日（火） 必着

なお、受付時間は、平日の午前8時30分から午後5時15分までとなります。

※持参する場合は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和28年法律第178号）に規定する休日に提出することはできません。

※郵送する場合は、簡易書留を使用し10月31日必着で郵送してください。

9. 情報の公表

推薦者、被推薦者、応募者に関する情報（住所・生年月日は除く。）は推薦、募集期間の中間と終了時に亘理町ホームページで公表します。

10. 選任

亘理町農業委員会審査委員会において、被推薦者及び応募者の中から農業委員候補者を審査し、町議会の同意を得て、町長が任命します。

※法の規定により審査に当たっては、次の条件があります。

- ・認定農業者等が委員の過半数を占めるようにしなければならない。
- ・農業委員会の所掌する事項に関し利害関係の有しない者が含まれるようにしなければならない。
- ・委員の年齢、性別等に著しい偏りが生じないように配慮しなければならない。

11. その他

(1) 委員及び農地利用最適化推進委員の両方に推薦又は応募することができます。

（各々申込み手続きが必要）

ただし、農業委員、農地利用最適化推進委員の兼務はできません。

(2) 追加の書類の提出を求める場合があります。

(3) ご不明な点等は、書類の作成・提出前にお問い合わせください。

【問い合わせ先】

亘理町農業委員会事務局

〒989-2393 亘理町字下小路7-4

電話番号 0223-34-0504